

第27回 規制改革会議議事録

1. 日時：平成26年3月17日（月）15:00～16:39
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、鶴光太郎、長谷川幸洋、松村敏弘、
森下竜一
 - （専門委員）土屋了介
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣、
小泉内閣府大臣政務官
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、
中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官
 - （説明者）厚生労働省大臣官房審議官 古都賢一
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 友藤智朗
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立について
 - 2. 健康・医療ワーキング・グループからの報告（医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築）
 - 3. 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築及び省令等下位規範による規制の実態の分析と見直しについて
 - 4. ワーキング・グループの検討状況報告（創業・IT等WG）
 - 5. 「規制改革ホットライン」について
 - 6. 公開ディスカッションについて
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 岡議長 それでは、第27回規制改革会議を開会いたします。
本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席でございます。
また、佐々木委員、滝委員、林委員が御欠席でございます。
金丸委員は遅れて御出席いただくことになっております。
それでは、初めに稲田大臣から御挨拶をいただきます。
 - 稲田大臣
本日、第27回規制改革本会議ということで、後藤田副大臣にも参加いただいております。

今、小泉政務官もお見えになりました。

本日の1つ目の議題であります社会福祉法人の問題については、これまで何度も累次にわたり熱心に御議論いただいているところでございます。本日は厚労省にも出席をしていただいておりますので、利用者にとって望ましい検討結果が得られるよう、さらに議論を深めていただきたいと思います。

また、本日は「セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し」について、健康・医療ワーキング・グループから報告がございまして、当会議としての意見の取りまとめに向けて御審議をお願いしたいと思っております。

さらに、これも累次にわたって御議論いただいております各府省が主体的に規制改革に取り組む、そういったシステムの構築について、前回に引き続き御審議をいただくことになっております。下位規範による規制の問題もあわせ、効果的・効率的に規制が見直される仕組みの実現に向けて検討を深めていただきたいと思います。

本日も、委員の先生方、そして専門委員の先生方の活発な忌憚のない御意見、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 これより議事に入ります。

最初の議題は、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」といたします。

本日は、健康・医療ワーキング・グループの土屋専門委員にも御同席いただいております。それでは、社会福祉法人が公表する財務諸表の様式等に関するパブリック・コメントの実施と、前回の会議で取りまとめたさらなる論点に対する考え方について、厚生労働省から説明を15分程度でお願いいたします。

○厚生労働省（古都審議官） 厚生労働省の審議官の古都でございます。

それでは、資料1に沿いまして、ただいま議長からございました2点について御説明申し上げます。

基本的に社会福祉法人が日本の社会福祉分野におきまして、社会福祉事業のみならず時代の福祉需要に柔軟に対応して、最後のセーフティネット機能を果たしていくということが非営利組織として求められる使命と認識しております。

かねてより、当会議で御指摘のあるとおり、社会福祉法人の健全性をより高め、地域福祉を推進する装置として機能させることが国民福祉の向上からも急務だということでございますので、厚生労働省といたしましても、当会議の御議論の方向性に対し、これまでも前向きに対応させていただいたところでございまして、引き続きその方向でやっていきたいと考えております。

まず、1つ目でございますけれども、この社会福祉法人の認可の通知、具体的には財務諸表の公表ということが昨年の12月の論点整理でございまして、私どもはこれに沿いまして2月にそれに前向きに取り組んでいくと御報告した次第でございます。その際、何人かの方々から開示の内容あるいはそれらについて御意見や御要望を賜ったところでございますので、それについて御説明いたします。

まず、これは4月から通知できるように現在パブリック・コメント実施中でございます。1枚おめくりいただきますと、平成〇年度の法人の経営状況という総括表をつくっております。これは前回、ここでも御議論いただいたときに標準様式とは何ぞやということもございました。これについては、当日、松山専門委員からもございましたように、社会福祉法人は複数の会計基準を適用しているところがございまして、全体として総括してわかる仕組みが必要であるという御指摘もございましたので、私どもはそういうことも考えまして総括表という形で作りたいと考えております。

この総括表を御覧いただきますと、法人単位の資金収支、あるいは積立金の状況、さらには関連当事者との取引の内容、地域の福祉ニーズへの対応状況を法人全体としてまとめていただく。もちろん、これにとどまらず、次のページのように、詳細に各事業活動がどのような資金収入によって成り立っているかということ、介護保険収入なのか、あるいは利用者の御負担なのか、あるいは市町村からの費用なのか、補助金なのか、こういうことを詳細に記入していただくということで収入、5ページ以降は支出をさらに人件費も役員報酬総額幾ら等と詳細に書いていただく。これを各法人に作っていただき、さらに9～10ページで、俗に言うBSといいませんか、資産の状況等もまとめて出していただくと考えております。これまでもこうしたものの様式では示しておりましたけれども、今回このように一新して統一様式にしたいと考えておりますので、この方向で出したいということでございます。

これに加えまして、11ページ以降でございます。財務諸表のみならず、法人の運営状況について広く国民の皆様にご理解していただくということが重要であろうと考えておりました。現在も所轄庁には出していただいておりますけれども、現況報告書というものをあわせて公開をしたいと考えております。具体的には、例えば事業の内容でありますとか、公益事業に何をやっているか、その他事業は何をやっているかに加えて、12ページを御覧いただきますと、例えば理事の役員報酬が出ているか、出していないか、あるいは幹事の報酬が出ているか、出していないかなど。

13ページ、評議員がどのような関係にあるかといったところ。

さらに14ページの下の方を見ていただきますと、情報公開の仕組みがネットワークでやっているのか、インターネットでやっているのか、広報紙なのか、新聞なのかといった情報もさらにわかり、第三者評価を受けているのか、いないのか、あるいは苦情の処理を公表しているかどうか。さらに、外部監査も公認会計士なのか、どなたなのか。

あるいは第三者評価の状況等々、すべからくどういう状況かわかるように公表したいと考えておりました、これまで行政情報としてはとっておたわけですが、これを一歩進めまして、国民に開示をするということで現在パブリック・コメントをしておるということでございます。

今回、法人がインターネットで財務諸表等を公表するに当たっても、このような様式を一定程度定めたほうが広くわかりやすいのではないかとということで、財務諸表のみならず現況報告も含めて出していくことにしたいと思っております。もちろん、中には行政情報で個人の御自宅の住所とか、そういったものは当然意見も出てきておりますので、そういったものまでの公表は要らないのかなとは思いますが、基本はこの方向性で国民にわかるように開示をすると考えております。

パブリック・コメントは今月いっぱいでございますので、意見を取りまとめ、必要な修正があればした上で今月中に各自治体に通知をし、当会議にお約束しております平成25年度の決算がまとまり次第開示していくのだということにきちっと対応できるようにしていきたいと思っております。

前回、さらなる論点ということでいただいたものについて、参入規制の見直しと財政措置の見直しについてでございます。介護分野のイコールフットィングということにつきましては、2月4日の時点で私どもは一度御説明をさせていただいております、特に入所系の介護サービスは同一サービス、同一基準を基本に報酬をお支払いし、特養だけではなく、老健、療養病床、あるいは有料老人ホーム、グループホームなど多様なサービス類型で利用者の選択をいろんな形で満たしていくということを基本にやっております。その際、御説明した点が多少わかりにくい点もあったかと思っておりますので改めて補足説明をした上で考え方を申し述べたいと思っております。

資料18ページに当たりますが、高齢者向けの住まいの比較ということで、前回もたしか長谷川委員から御指摘があったと思っておりますが、比較の表をつけております。現在、居住系の入所系の住まいとしましては4つの類型があって、右のほうから特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、2年前にできましたサービス付き高齢者住宅ということになっております。左に行くほど、どちらかといいますと自分の住まいという観点が非常に強くなっていきますし、右側に行くほどかつては行政が措置して入所をしていただくというように、行政の指導色の強いものになっているというところでございます。

これらを見ていただきますと、対象者も特別養護老人ホームは要介護者に限定するというところでございますし、一方、有料老人ホームなどは自立、要支援、要介護の別なく、まず入居ができるということになっております。さらに、サービス付き高齢者住宅は賃貸の形式をとっておりますので、高齢者を中心に据えるということになっております。実際上、要介護度を最近調べますと、特養は3.9が平均、有料老人ホームあたりで2.2、一方、居住面積も自分で選べるというサービス付き高齢者住宅はかなり広うございますし、特別

養護老人ホームは、これまで累次にわたる見直しで、現在10.65m²以上を基本にしているというところがございます。

職員配置を御覧いただきますと、基本は利用者、そして職員の配置は大体3対1というのを基本にいたしております。

なお、サービス付き高齢者向け住宅は全て外部サービスを御本人が利用されるという形になっておりますので、事業者がサービスを用意するという形にはなっておりません。むしろ有料老人ホームから右側は事業者が責任を持って職員配置をしていく等々の責務がございます。

これらにつきまして下の表を見ていただきますと、いずれも介護保険のサービスが利用できるようになっておるわけですが、この前お示した表を見ていただきますと、平成12年のスタート時点では、まさに高齢者の住まいは特別養護老人ホームしか基本的にはないと言ってもよろしい状態。それが12年に介護保険が導入されまして、右のように、有料老人ホーム、グループホーム、あるいはサービス付き高齢者住宅などが増えてきているということです。言ってみれば、平成11年までは有料老人ホームには一切公費が出ない。ですので、有料老人ホームが独自に介護費用をいただくなどをおこなった。これについて平成12年以降は、介護が必要な方はすべからず介護保険によって公費が給付されるというスタイルになったということがございます。

その結果、次のページを見ていただきますと、この間の増え方を見ますと、平成12年当時は基本的には特別養護老人ホームしかなかったものが、現時点では特別養護老人ホームあるいは有料老人ホームあるいはグループホーム、こういったものが大きく拡大しておりまして、利用者も自分のニーズに合わせて選べる。例えば広いところで自分のお金を積みみたいという場合は有料老人ホームですし、住まいがないと言われるような方については特別養護老人ホーム。こういうような状況になってきております。

こういう形で私どもといたしましては、介護分野については介護報酬を基本にお支払いするという形で多様な事業主体が等しくその類型に応じて参入ができるということにしておるということがございます。

むしろ社会福祉法人に求められる役割と申しますと、今回の論点の1、2、特養ホームへの参入、指定管理者制度の活用、参入の2点を合わせて考えますと、特別養護老人ホームはこういう多様な事業主体が多様なサービス類型をやり、そして、利用者が自由に選べるものもあれば、やはり資産等、あるいは収入との関係で選べないものもある。そういった中で、特別養護老人ホームがしっかりと重度あるいは低所得者をがっちり支えていく、そういう機能を持たすべきであろうと、そういうことになってきていると理解しておりますし、さらにそれを強化しようということで、現在、法律改正を用意しておりまして、特養は要介護3以上でしか入れないというスタイルにしたい。さらに地域福祉も実施してもらわなければならない。このようなことも義務付けていく。こういう形できちっと役割分

担をする形で實際上、介護市場全体の均衡を図っていきたいと考えております。

従いまして、特養についてはさらなる義務をしっかりと果たしていただくということで考えておりますので、特別養護老人ホームについては、その役割を限定し、むしろ重点化し、社会福祉法人に果たしていただく。その一方で、指定管理者制度によります地方自治体が高齢者福祉施設とか管理いたしております。これについては当然地方自治体が設置責任を持つわけですので、そこが責任を持って管理をしていただくということでありますから、私ども地方自治体が指定管理をしているものにつきましては、株式会社のみならず多様な主体が入っていただいているといいだろうと、それは責任主体が自治体であるということでもございますので、そういったことはしっかりと自治体に対して伝えていくと考えております。

2点目の財政措置の見直しについてでございます。1点は、補助金の実態把握と所轄庁への指導ということでございます。今回、初めてといたしましうか、詳細に社会福祉法人はどのような公費が入っているかというのを明らかにしていただくということになっておりますので、そこの中でこの標準様式を生かして、今後私どももそれらを一元的に把握するようにしていきたいと思っております。

そういうことをするための集計分析というのは今後検討していかなければいけないと思っておりますので、26年度予算でも、そういう予算が成立した暁には、そういったことを研究していきたいと思っております。

また、補助金等につきましても、かなり地方自治体では広く交付されておりますし、私ども交付金といったような場合については、例えば市町村が判断するというので、グループホームなどについても主体にかかわらず交付金が出されている例もございますので、まずは地方自治体にもそういうことも考えていただくことは必要かなと。ただ、地方自治体ですので、強制というわけにはなりませんので、よくよく理解していただくということが必要かと思っております。

地域貢献活動への拠出の義務化ということでございます。先ほど冒頭で御説明した財務諸表、情報開示等でもきちっと地域貢献をしているのかということについて開示をしていくという方向でやっておりますので、私どもそこがしっかりやらなければ、社会福祉法人が非営利法人としての使命を十分果たしていないと認識しておりますので、これの公表を進めていく中で適切な指導をしていきたいと思っております。

もちろん社会福祉法人でも非常に大きな法人もあれば、一法人一施設という形で、職員の割には収益が全体として1億にも満たない保育所とかございますので、それぞれがどういことができるかというのは法人の類型も見ながら、よくよく工夫をさせていただきたいと思っておりますので、大きな方向性としてはしっかりと地域貢献をしているということがわかるように具体的な対応策、義務付けの方法論について、私ども社会福祉法人の在り方検討会などもやっておりますので、そういったところでもしっかりと議論して大きな方向

として進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの厚労省の説明に対して、御意見があればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 幾つか御質問させていただきたいのですが、まず補助金の開示につきまして実態把握をされていくということですが、開示について特に国、都道府県、市町村、こういった補助金の交付元ごとに表示がわかるような形で充実をしていただければどうかと思っておりますし、また、東京都などでは、補助金の内訳などについてもかなり詳しく目的などもわかるようになっておりますので、こういったことを参考に、そういった開示を充実していただければどうかというのが1点です。

2点目は、最後のところで、地域貢献活動についてもきちんと義務付けて開示をわかるようにしていくとおっしゃっておられましたが、現在、今日お示ししていただいたものの中で、それはまだこの部分がそれだということではないですね。ですから、何が地域貢献活動なのか。これを今見てみますと、公益事業とかいろいろありますが、いわゆる公益事業というのはそういうものではないですね。1ページ目の一番下に書いてございますけれども、これらがそれに当たるという理解なのでしょうか。

そこをいわばイコールフットィングとの関係でどういうふうに関示を充実させていくのかということとわからなかったもので、もう一回、そこを御説明いただきたいというのがまず2つです。あと、また改めて。

○岡議長 今2点ございましたが、お願いいたします。

○厚生労働省（古都審議官） 前段のほう、補助金の開示が国、都道府県、市町村に分けたらどうかという御指摘ですので、それは十分検討してみたいと思っております。一方で、実際書くのは各法人さんなので、これはばらばらに来ているものをまとめて書かなければいけないので、その辺の負担感は多少あるのですが、何とかそういうような方向がでないかやっていきたい、検討していきたいと思っております。

2点目の地域貢献活動ということです。これはなかなか社会福祉事業そのものの定義が難しいのと同じで、一言でこれが福祉だというのは排除してしまうものも生じるので、この地域貢献活動はいろいろ多様に実施してもらいたいと思っております。ここに書いているものは、例えば生計困難者に対する援助とか、これは意外に実際上やられてきていない部分でもある。むしろ大阪の社会福祉協議会が社会福祉法人から拠出を募って、現物サービスで生活困窮者に支援をしている。まさにこういうことが当たるのではないかなと思っておりますので、そういった形が広がるほうが良いなと思っております。少なくともここで例示したような事業は、まずは今まで余り取り組まれていない、あるいはこぼれている部分

ではないかと思っておりますので、少なくともこういったことは進むようにしていきたい。そうすると、これが1年後、集計をしてみますと、どれだけ取り組まれているかわかってくると思いますので、それについては、27年度、また指導をしていくとか、対応をとっていくということになろうかと思えます。

今の点は前回も先生からお伺いがあったのですけれども、なかなか我々もきちっとどれだけのぐらいという集計はできていないので、単に社会福祉事業か、公益事業か、あるいは収益事業かという分類しか今までとってごさいませんでした。大変不十分で反省しておりますので、これを見ながら具体化をしていきたい。さらに、将来的には、2月4日も御説明をしましたが、地域貢献会計といいたいでしょうか、会計区分を明らかにするような改正も将来視野に入れたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

翁さん、よろしいですか。

○翁委員 最後におっしゃった会計を分けるというのは大体イメージとしてはどのぐらいのタームでやっつけていけるおつもりでいらっしゃいますか。

○厚生労働省（古都審議官） 新会計基準が平成27年4月ということで統一をいたしますので、そのときにちゃんとわかるようにしていきたい。あと1年ぎりぎり、各法人さんも準備はしておるところでございすけれども、システムの改修とかもあるので、それも見ながら早めにそういう方向性で考えたいと思っております。

○岡議長 副大臣、どうぞ。

○後藤田副大臣 基本的な質問なのですけれども、いろんな優遇措置がある中で、余った金は地域貢献にという話だけど、そもそもこの議論というのはいかに私も含めて、また自分の親を施設、介護施設に入れて、自分もいつか来る道で、大変介護スタッフの待遇が非常に悪いのです。低給与でスタッフが働いている、自分の親をそういうところに入れますか、自分が入れますかという世界の中で、根本的に余ったお金というか、内部留保というものが適切に労働分配されているかということが、まさに介護福祉政策であり、また皆さん厚生労働なのだから、労働政策の重要なポイントなのです。

しかも、今、安倍総理の成長戦略の中で、まさに大企業に給料を上げてくれと言っているように、給料を上げるということは政府ができる仕事なのです。先ほどデータを調べる予算をつけてと言うけれども、私は2年前か3年前、財務省と一緒に予算執行調査をやれと行って全部調べたのです。簡単にできるのです。そのときに利益率と内部留保がどうなっているのですかと。私も身内が病院をやっておりますが、病院というのは借金して自分で判こを押して借金して病院をつくるのです。法人税も払うのです。

医者でありながら、経営者であり、診察もするのです。そして、民間では競争があるのです。しかし、特養はつくる時に補助金があつて、そしてできたらもう既得権の世界で、様々な税制優遇があつて、給料はもともと特養の老協の会長をやっていた自民党の方な

どの給料を見ると、給与番付2番ぐらいで7,000万、8,000万ぐらいもらっていた人がいたのだけでも、あれは不思議でしょうがなかったのだけでも、理事長はどうしてそんな給料がもらえるのですか。医者は自分たちで借金もして、そして設備投資に建て替えも借金するのです。だけれども、特養の人たちは、内部留保は建てかえのためにためているのだと、よくぞ自信持って言うのだけれども、お前ら借金を自分でしろと私は言いたい。なぜ介護の特養と病院では差があるのかという根本的な話。病院は、いい病院というのは、より人件費、労働分配率が高いのです。いい医者を入れなければいけないし、いいスタッフを入れなければいけないのです。だけれども、特養の世界はそうではないところで回ってしまうのです。それは競争がないからなのです。つまり、隣にまた特養をつくるとまた保険料が上がるから自治体の長は判こを押さないのです。これは現実です。そこを皆さん方がどう考えているのかという、単に地域貢献に金を出してごまかそうという、老施協は見えないです。議事録を早くあの団体が見てくれたら結構なのだけれどもね。

もう一つは、入札をしっかりやらせてください。これは今、稲田大臣のもとで独法改革の法律も出ますけれども、独法はちゃんと入札するのです。随意契約ではないのです。どれだけ随意契約でいろんなところがやっているのか。私の地元でもある理事長が私に言いました。今まで親父の時代は随契でやっていて高い買い物をしてきました。これは下げることができましたと。その分、従業員の給料を上げようと思っていますと。当たり前です。あれだけの税制の恩典がありながら、随意契約で裏でいろんな話がおそらくあるのでしょう。こういうこともまだまだやらなければいけない。あと施設長の基準も、この前申し上げたけれども、大体監査をやると言っても、監査に行きますよと市町村がいまだに電話して監査しているのです。前回も大田議長代理も御指摘いただいたように、しかも、市町村の助役とか、ほとんど県の厚労担当者が施設長になっているのです。これは全国で皆さん知っていて知らない振りをしているのだけれども、その点も含めて是非ちゃんとそこも規律正しい施設長基準というのもこの際しっかりやられたほうが身のためだと思います。

今日の読売新聞でも特集されていたようでございますが、もう全部そういう問題が赤裸々にされてきていますから、その点も含めて重厚でありますので、コメントだけください。

○厚生労働省（古都審議官） どうもありがとうございます。後藤田副大臣には特に労働関係の調査会長もしていただいておりますので、いろいろ大変いつも御指導、まことにありがとうございます。私どもも給与の問題は非常に問題だと私自身も思っております。と申しますのも、措置制度の時代については、結構自治体が行政職の俸給表を使うようにという形でかなり指導していましたが、施設長給与も一定モデルを示して、これよりは駄目ということをやっていましたけれども、介護保険導入後ある程度自由化をしたということで、その点について非常にグリップが弱くなっているのではないかというのは正直実感としてございます。

一方で、労使で決める話であるという基本原則もありますが、やはり今副大臣がおっしゃったように、今後どれだけ分配しているのかということは当然あってしかるべきだと思いますし、私個人の見解としても、一部医療法人の場合は薬剤費とか材料費がありますので、コンサルの方は、5割以下でなければ経営できないとおっしゃっていますが、福祉の場合はそういうものは概ねないので、むしろ労働集約型の産業であるということからすれば、当然、その辺についてしっかりと給与を出すべきだろうと思っておりまして、人材確保ということが非常に困難な分野の中に介護あるいは保育、看護とかございますけれども、特に介護については副大臣のお話もありましたが、私どもちゃんと給料が上がるような、そういう形をどうやって見せていったらいいのかということをよく検討させていただきたいと思います。

入札は当然透明性高くやっていかなければいけないということがございますので、これも入札ということでいろいろ指導はしてまいりました。あくまでも指導ベースでございますけれども、今回も関係者とどういう取引関係があるのかということとは明らかにしていこうという中で、この入札についても徹底していきたい。

さらに3番目でございます。施設長がどういう資質を持つべきかということは、むしろ施設長の役割は何かというあたりで、例えば専門職資格が必要なのか、それに準ずる能力が要るのか、マネジメント能力が要るのか等々がまず第一にあった上で、それを満たす方であればどんな分野でもよろしいかと思っておりまして、施設長の基準についても、今後どういう人が一番運営に望ましいのかという観点でそれらについても基準がきちっとできるように検討していきたいと思っております。

○後藤田副大臣 済みません、あと重複給与をもらっている、いろんな施設の理事長をやって給料をいっぱいもらって1億円プレイヤーみたいな人もいるようだけれども、そんなことはあり得ないと思うのだけれども。

○厚生労働省（古都審議官） なかなか私の口から望ましいもの、望ましくないものはいがたいわけですが、むしろこれは福祉でありますので、まずしっかりと職員が働けるだけの給料をもらうべきだろうと思ってございますし、当然、複数からもらえるのであれば、一般論で申し上げれば、当然それぞれの役割をきちっと果たしているかどうかということが大事だと思いますので、一度も理事会に10年間出席したことのない理事長というのがございまして、ある県の保育の施設ですけれども、これについては一昨年も解任勧告するなど処分したところでございますので、そこは何の仕事ができていっているかどうかということもきっちりやっていきたい。

あと、確かに内部留保があるかどうかについては、100%全部持っているわけでもないのですが、大変多いところとそうでないところがあると思っておりまして、その辺も多いところ、少ないところの役割はそれぞれ果たしてもらわなければいけないなどは思っております。

○岡議長 どうぞ。

○後藤田副大臣 最後に、今の内部留保の話だけれども、必ずそういうことを、私も3年間ずっと言われ続けたけれども、総じて特養の介護のほうはひどいです。老健のほうは税金を払って、でも、これでも10%ぐらいの利益率なのです。あともう一つ、社福の流れの中で介護と保育とは分けたほうがいいですね。保育の現場と全然違いますから。保育は内部留保などほとんどないですから、そこはちゃんと切り分けて考える。

あと、精神病と障害者関係をやっている社福、これも内部留保がひどくたまっています。特養の介護は一施設3億と言われていましたけれども、精神関係だと5億と言われていきます。これも明確に調べて情報を開示してください。そして、利益率も。そうしないと、これは私も持っていますけれども、財務省がそれをやっています。持っているでしょう。そこはしっかり皆さん当事者がやらないといけないと思います。

以上です。

○岡議長 どうぞ。

○厚生労働省（古都審議官） 是非今の御指摘も踏まえて、しっかりとオープンにしていって、きちっとそれが社会還元されるような、地域還元あるいは従事者に還元されるようにしていきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 今、副大臣がおっしゃったことに関連して質問と意見を申し上げたいと思うのですが、現状、社会福祉法人の理事の報酬については、報酬そのものを開示するというような規定はないわけですね。そのことを確認したいのです。それ自体、私は非常に不思議なことだと思っております、例えば今上場企業の役員についても一定額以上の報酬については有価証券報告書で開示するということが制度化されておりますし、独法などについても支給基準が具体的な金額も含めて全部開示されていますね。今、拝見すると社会福祉法人現況報告書というのは、理事報酬についての記載があるのですが、理事、職員報酬、両方もらっているのか、もらっていないのかとか、そういうことだけで水準が全く読み取れないやり方になっているわけです。これは税金を投入されている、株式会社の役員ですら税金をもらってなくても開示しろという時代に、税金を大いに投入されている人がどのぐらいの支給を受けているかを全く黙っていていいというのは非常におかしいと思うのです。

正直、人件費の問題というのは、そういう役員に幾ら払うのかということとの兼ね合いで決まってくる面もあると思いますし、先ほどもお話がございましたが、やはり医療法人の場合は医師が有資格者だから、その人たちが希少資源だから、それにたくさん払わなければいけないから、結果として経営者はそんなにたくさんとれないという、いわば経済原理が働いているわけですね。逆に社会福祉法人だと、申しわけないけれども、介護、福祉

の現場の方々にたくさん払わなければいけないという経済的な圧力はないわけですから、そうしたら、それを適正化していくには、逆に余り経営陣がたくさんとれないような仕組みをつくっていくしかないのではないかと思いますので、是非金額開示なども制度化することを御検討いただければと思います。

○岡議長 いかがでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） どうもありがとうございました。まずは第1段階でやること、長い目で見てやっていかなければいけない部分もあると思います。もともとが施設管理の法人という形でできていきましたので、かつてほとんど理事は運用上は無休ということとございましたので、実際払っているのは施設長が給料を一番もらっているというのが基本だったと思います。理事と施設長を兼ねないとなかなかやっていけないというのもあったのも事実だと思います。

今後は、第1段階は、人件費の中で役員報酬と職員報酬を明確に書くということになっていますので、そこで職員自身も気づくことになるとと思いますし、当然意義を正していかなければいけないなど第1段階では思っております。

第2段階として、どのぐらいの規模ならいいのか。例えば上場企業でも1億というような一定の水準がございますので、そういった基準が切れるかどうかというようなことも含めて考えていきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございました。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。検討していただいて、こういう開示の標準が出たというのはいいことだと思います。これを改良していくということだろうと考えます。

細かい点になりますけれども、今の役員報酬と職員給料について、これは5ページにもひな形、支出のところに2つありますが、当然、役員報酬支出というのは役員に対して支払われた総額ではなくて、役員報酬として支払ったもの、したがって、職員給料として支払ったものは別途兼務していればある。

したがって、12ページに理事が兼務しているかどうかという情報がここに出てくる。ただし、この理事が個別かどうかというのは上場会社でも議論があるところで、1億円以上は個別開示ですが、それ以外は総額開示ということなので、それと合わせるとしても、理事が総額幾らもらっているかというのはどこにも出てこない。つまり、税務上、役員報酬としてということではなくて、理事が本当にこの法人から幾らもらっているかという総額は私がさっと見たところ、どこにもその数字が出てこない。総額としての開示により、単純に言えば、そこに理論上理事が1人しかいなければその人はわかるわけですし、3人いれば平均は出てくる。これは株式会社、上場会社であれば、そういう単純な計算は一応できるということで、さらに1億円以上個別化していくということになっているので、それと同等であれば、少なくとも総額の開示というのは必要だろうと思います。

以上です。そういう理解でいいかどうかの確認もお願いしたいと思います。

○岡議長 よろしくお願ひします。

○厚生労働省（古都審議官） この最初の5ページのほうは今おっしゃったように、例えば施設長兼務の理事長がいた場合、施設長としての給与が職員の給与になりますし、それ以外に理事として指導、指示、働いている部分は当然役員の方へ変わる。今の御指摘は、それを合わせたら幾らになるのかということを示すべきだろうと思いますので、それがどういう形がいいかも含めて、そこは検討してみたいと思います。

○後藤田副大臣 今の佐久間さんの話と関連するのだけれども、病院というのは法人税も払って、自分で自己資金で借金する、だから、ある程度給料をもらって、それが借金返済に使われる場合もあるのだけれども、皆さんも知っているとおり、病院というのは潰れたら経営者、理事長が責任をとるのです。全部借金。実は社福というのは、潰れたら国に帰属しますね。個人に行きませんね。そこでもまた優遇されているのです。御存じでしたか。

そこで、なおかつ国に帰属するのにまた給料がめちゃくちゃ医師の理事長より、勤務医よりも多いのです。そんなことが許されるのかということなのです。だから、理事長の給料も必ず開示してください。

先ほどの帰属が国に行くということも変えるべきではないですか。それはどうするのですか。

○厚生労働省（古都審議官） 基本的に医療法人の9割方が持ち分ありという法人の形態になっていまして、最終的に解散をするときには資産処分をして出資者のもとに返る。これに対して社会福祉事業というのは国に対する寄附という形になっておりますので、解散した場合は、当然ここに帰属するか、他の事業者へ寄附をするかということになっておりますので、持ち分としては発生しません。したがって、仮に事業展開して特養が10カ所増えたからといって個人の資産が増えるものではないということは御理解をいただければと思います。潰れたら全部国庫に戻りますし、借金は当然清算をします。清算をした後で国庫に残った残余財産が帰属するということが本人にはいかないということにしております。

○岡議長 浦野さん、どうぞ。

○浦野委員 今回の取りまとめでかなりの姿が明らかになってくると思うのです。問題は、ここから先の活用の仕方だと思うのです。今、副大臣がおっしゃった問題は、学校法人の場合も似たようなところがあって、学校法人の場合には、かなり標準化された形態があって、平均値からどれだけ乖離したらどんな指導が入るかとか、あるいは特殊な指標についてはもう下限がここまでだとか、そういうのはかなりかかり決まっている。それでも学校法人はかなりいろんな問題が出ているわけです。私はここから先の活用の仕方が問題だと思うので、我々規制改革会議が四六時中これを見ているわけにはいきませんので、そういった意味で厚労省としてこれをまとめた後、どんなふうこれを活用して、例えば社福

のベストプラクティスみたいなものがあるって、それに対して劣っている社福はとか、そんな使い方を含めてどんな覚悟でこの取りまとめの数値を使われるつもりか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 御指摘ありがとうございます。当然、これをやると今おっしゃいましたように平均値とか乖離とか全てわかってきますし、取組が足りない部分、取組が足りない理由は何かということも全てわかってくると思います。さらに、人件費も適正に払うべきだろうということも言われると思います。そういう意味では、社会福祉法人については法人指導ができますので、我々としてはきちっとデータを持って今後指導していきたい。

その上で、我々がやらなければならないとっておりますのは、足りない社会福祉事業とかあるわけでございます。例えば病児保育だとか、虐待を受けた子供の支援策をどうするかとか、さまざまなことがございますし、あるいは引きこもりとか、なかなか手がいかない部分もございます。そういったことにきちっと取り組んでもらわなければいけない。本来、それを自主的に取り組んでいただくというのが我々は基本だと思っておりますので、そういうことがどれだけできているかどうかをきちっと見て、そういう方向に持っていきたい。そのためにも確かに歩みが遅いというお叱りを受けることは前提なわけですが、私どもはそれを加速化させていきたい。その意味でも、今回こういう方向でいろいろ御指摘いただいていることを我々は真摯に受けとめて、そして、具体の実務にきちんと乗るようにして、次の制度改正、指導なりをしっかりとやっていきたい。いずれにしても、社会福祉法人が国民から見えてしっかりやっているという評価がさされるようには私ども支援、指導していくべきだろうと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 ガバナンスについて前向きに御検討いただきましてありがとうございます。聞いた話として2点申し上げますと、先ほど出ていた、最後は国庫に帰属するとなっているのですが、理事長がやめるときにその退職金に提供した土地の土地代が乗るようにして支払われるという話も聞いたことがありますので、給与だけではなくて退職金についても把握していただいて、適正な御指導をお願いしたいと思います。

労働に関しては、給料の問題だけではなくて、サービス残業が常態化しているとか、育児休業を与えないとか、こういう労基法上の問題も横行している、コンプライアンスができていないという指摘を聞いたことがありますので、これは労働基準局のほうの対応だと思いますが、是非よろしく願います。

イコルフットイングについて3点質問させてください。

指定管理者制度について自治体に奨励していくということでしたが、具体的に何をして

くださるのか。認可保育所の場合は、株式会社に門戸を閉ざすことがないように通知を出していただいて、実態を厚生労働省が把握してネット上で公開するというのをしていたのですけれども、同じような対応をしていただけるのかどうかというのが1点です。

2番目に、有料老人ホームであっても特養であっても介護保険が導入されるようになって、利用者が自由に選べるのだという話でしたが、特養のほうに待ち行列ができているということは、利用者の負担が全然違うわけですね。したがって、特別養護老人ホームへの参入を制限して公的性格を強めるという方向でいくのであれば、低所得者のための特養にするといったことが必要だと思いますが、これについてどうお考えかというのが2点目です。

3番目に地域貢献活動への拠出ですが、これは社会福祉法人としての存在意義、つまり、税制優遇を受けるだけの資格があるのか、ないのかを判定する極めて重要な要件になりますので、義務付けの方法が大変重要だと思っております。特に介護、保育という民間と競合する分野については、優先して義務付けの方向を明確にさせていただき、拠出していない場合には退出させるといったペナルティまで明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうかというのが3点目です。

○岡議長 よろしくお願ひします。

○厚生労働省（古都審議官） どうもありがとうございました。冒頭の指定管理者制度については、それは当然同じような仕組みでございますので、同様の程度のことを検討していきたいと思ひます。

先ほどございました有料、特養、いろいろなものが介護保険で適用されています。特養で待ちがあるということですが、なかなかこれも都市部と地方では若干違う実態がございます、必ずしも待っていない場合もありまして、御本人さんが複数当ておられるということもございます。現在、低所得とか、そういった要介護度が高い方を判定して、そういう方にお声がけして入っていただくという場合が多うございますので、今のところ一番最下層の段階を第一段階といたしますと、その次の段階。最下層は、ですから、生活保護か、その住民税も払えないような方々とか、そういった方々から始まって、大体真ん中の3段階ぐらいまでが8割を占めているということでございます。

地域によっては有料老人ホームの偏在がございますので絶対いれないということはないと思ひますけれども、やはり今後はおっしゃったように、まず要介護度で限定をかけるということです。3以上にしますので、その中で低所得者の方を中心に是非やっていくべきだろうと思ひますので、そういう方向性で指導なり考え方をしていきたいと思ひています。

最後に、当然、社会福祉法人の存在意義であるわけですので、きちっと社会貢献していくということについては、我々も何をどうすべきかも含めて指導していかなければいけない。そういうことをやっていないところについては、当然指導していくというのはこの会

でもやれていないところについては指導していくと申し上げておりますので、まず、第1段階は指導する。直らなければ改善命令をかける。最後は、理事長の交代も含めていろんな方法があると思っています。それがちゃんと発動できるように手続を明確化していきたいとは思っております。

○岡議長 他はいかがですか。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 シンプルなお話なのですけれども、もし報告書に虚偽記載等があった場合はどんなようになるのでしょうか。いわゆる普通であれば脱税行為に当たるようなことです。

○厚生労働省（古都審議官） そこは調べてみなければわからないと思いますが、過失なのか、故意なのかも含めて、それは当然中へ入って調べていかなければいけないと思っております。

○森下委員 もし故意であればどのようにされるのですか。

○厚生労働省（古都審議官） 故意であれば、当然それは指導あるいは監査の対象としていくのだと思います。その程度に応じて対応していきたいと思っております。

○森下委員 ペナルティみたいなものはないのですか。

○厚生労働省（古都審議官） 当然、最後は措置命令とか解散命令は視野に入ると思いますが。

○森下委員 かなり国税に比べてやわらかいような気がするのですけれどもね。

○厚生労働省（古都審議官） そこは実際入って調べてみなければ、どこまでやれるかというのはわからないと思います。いずれにしても、そういうことがあってはならないわけですので、きちっと正しく書く。当然、そうなれば、公認会計士の目をくぐるとか、そういうことも必要になっていくのだらうと思っておりますので、外部監査の利用も含めて、セットで考えたいと思っております。

○岡議長 森下さん、納得していないようですけれども、いいですか。

○森下委員 甘いような気がしますね。普通だったら公認会計士等が見ないと出さないとか、個人が確定申告で税理士が見ないようなものは出さないですから、そういう監査が入っていない書類を出してもらってもしょうがないような気がするのです。

○厚生労働省（古都審議官） 監査の在り方は、私ども定期監査と随時監査とあるのですけれども、やはり随時監査、要するに予告なしで行くというのも当然必要だろうと思っております。

○森下委員 財団とかでも、普通監査をするのを監査人と言いますね。実際は税理士の方とか必ず入って監査された上で出していると思うのですけれども、そういう監査の書類とか、ついていなくても構わないということなのですか。

○厚生労働省（古都審議官） 構う、構わないと申し上げたのではなくて、正しく出すのは当然の義務なのですが、それについて今回実際公認会計士なのか、税理士が関わってい

るのか、当然全部明らかになりますので、それをもってさらに指導を設定していくことになると思います。

○岡議長 今の点については、以前の会議でも議論があったと思います。社福の規模には相当差があるようですから、いきなり全部というのではなく、一定規模の社福については第三者の外部監査を求めるとか。一般企業でも、大企業と中小企業で同じ基準だというわけにいかないわけで。第三者のチェックを入れることについては、要検討項目の中に一定基準以上はこうするというようなことをされたいかがかと、そういうやりとりがあったような記憶がします。

○厚生労働省（古都審議官） 当然、今の御指摘のとおりで、それを視野に入れて、今度外部監査を入れるといっても、監査法人に見ていただく必要はないので、公認会計士、税理士、そういうものの目がちゃんと入る。その場合に義務なのは、例えば何億円以上のところはやる。しかし、1億もいかないような保育所について、むしろ監査の外部監査の費用がかかるということであってはならないので、そこはきちっとしていきたいと思います。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 今の点に関連してなのですが、具体的に言うと、14ページに今言われた外部監査の記載欄があるのですが、まず外部監査というのが義務化されていないということで理解しています。したがって、これは自発的にどちらかにお金を出して監査を頼んだということだと思います。そのときに、やはり監査というのは、監査した人の監査責任というのはあるわけですから、手伝ってもらったというのでは、それは監査ではないので、この記入欄には当然それは該当しない。つまり、もし税理士の方で監査というのがあるとすれば、その人は監査責任を負う。どういうふうを負うのかというのがいま一つよくわからないですが。

ということなので、ここに手伝ってもらったというだけで記載があると、さも外部監査されたかのような誤解もあるので、ここはもう少し気をつけなければいけないと思います。もちろん、義務化されてからであれば監査ということが決まるわけですから、その費用を開示すればいいということだと思います。この理解でよろしいのかどうかという点を確認願います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 特に我々は監査というと、行政監査をまず考えるものから、それもあり、また中に監査人がいるということで内部監査もありということで外部監査ですので、内部の人手ではない公認会計士をきちっと契約をして、財務諸表全て帳簿を見ていただくという趣旨でここは入れておりますので、当然今おっしゃったように、公認会計士がきちっとサインができる品物でなければ、当然それは出ないだろうということですので、どこと契約するかということここは表したいと思っています。

○岡議長 翁さん、どうぞ。

○翁委員 先ほど大田先生の2番目の質問で特養の参入要件のことの御質問があったのですが、そういう役割分担をした上でも、そういう特養に参入したいという社会福祉法人や地方自治体以外の企業体とかがあった場合に、それをノーという理由は何なのでしょう。

○厚生労働省（古都審議官） 実際、そこは実体上の議論になると思いますが、少なくとも私どもの耳に株式会社として今自由に価格設定をして、有料老人ホームをやり、介護部分は介護保険で賄われている状況で一定の収益を挙げているという業態でございますので、では、低所得者向けに減免をする等々、あるいは撤退規制がありますよというものについて入りたいという声はないということです。むしろ、そういう自由に参入していただいたところが仮に経営不振でグループホームをおやめになるといった場合に、では、どこが最後利用者さんを引き取るのかということになれば、そういう緊急事態にちゃんと引き取れるような場が我々としては行使できる部分が必要だと思っております。かつてのように自治体立がたくさんあればまた別なのですけれども、大半は社会福祉法人でございますので、そういうところに措置命令をかけるなり何なりしないといけない。そういう場としても必要だと思っておりますので、あえて規制を厳しくしてまで株式会社あるいはその他主体に特養をやっていただく必要は既にはないのでないかと思っております。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 先ほど御質問しました3点目の地域貢献活動、地域貢献会計をつくるという点ですけれども、義務付けの具体策、それを守らなかった場合の改善命令を出す基準、それがだめなときのさらなるペナルティ、これについては具体的な中身はいつごろこの会議には御提示いただけるのでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） 少なくとも社会福祉法人の在り方等に関する検討会を別途やっておりますので、そこで十分検討させていただきたいと思っておりますし、やり方もいろいろあると思うのです。今、御指摘のあったように、この事業をやりなさいというのがいいのか、あるいは全部制度化されているわけでもないで、それは引きこもりみたいな、あるいはニートのような、ある意味そういう状態の人たちというものに支援をするということになれば、それはそれで独自にやっていただかなければいけない部分もあるので、両方を含めて柔軟にやれるような方法がいいのではないかと私は思っております。

そこをこの地域貢献の会計なら会計を見ればどういう事業を幾らかけてどういう体制でやっているかというのを明示するというのも一つの方法ですし、もう一つは、生活困窮者支援のこの事業を必ずやらなければいけないという方法もあるでしょうし、義務付けの方法については、そのあり方検討会などの意見も踏まえて設定していきたい。その上でそれが果たされない場合には、指導していくということになるかと思えます。

○大田議長代理 私どもは、介護と保育についてイコルフットィングの観点から重視しておりますので、是非具体的にこれだけの拠出を義務付けて、そのときのペナルティはこ

うするというのを御提示いただければと思います。

○厚生労働省（古都審議官） また全体の中で検討していきたいと思っています。

○岡議長 長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 資料の2ページ目の4ポツですが、関連当事者との取引の内容、このところに記載しなければならない関連当事者の定義というのはどういうふうにご考えておられるのか。

その取引の内容、金額について記載する欄がありますけれども、この取引の内容、金額が、なお妥当かどうかみたいなものを判断する資料、情報というのはどのように開示されるのでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） ここはこちらの検討会の中の12月20日の論点の中でもあったということでございますので、まずは利害関係人なのかどうかということは、例えばここでどういう法人で誰がということになったときに、後ろのほうの現況報告の中で利害関係人が誰かというふうには、例えば役員とか、それと突き合わせることもできると思いますので、その中でまず見ていくのだろうなど。では、そのときに取引が妥当かどうかということは、一般商取引と照らして妥当かどうかという観点もあると思いますので、そこは多分データが蓄積してきてどのぐらいどうだということで、先ほどどなたかから御指摘があったように、標準みたいなものが見えてきた段階でさらに指導要件が固まってくるのかな。とりあえずは、まず、どれだけ利害関係人と今回の取引が行われているのかということがここで明らかになるとは思っております。

○岡議長 時間が来ましたので、今日はここぐらいにしておきたいと思っています。

いろいろ御意見、御質問に対して御回答ありがとうございました。先ほどの副大臣の御発言も踏まえて私なりに理解しているのですが、厚労省さんには、ここらの大分遅れている分野を何とかいい状態にしよう、健全性を確保しようという方向で前向きに検討していただいている姿勢はわかります。

先ほど浦野さんがおっしゃったけれども、この財務諸表をどう活用していくのかというのがこれから大変重要なことだと思います。今回とにかく作って公表するところまで到達しつつあると思いますので、あとはその先、それをどう活用して社福をより良いものにしていくかという政策、方針になってくるのでしょうかけれども、そういう形で是非活かしていただき、我々、会議の立場からしますと、本件については、今回何か結論を出しておしまいでなくて、我々の考え方を採用していろいろ改善していただいたものを、我々自身フォローアップさせていただくことによって、一緒になって、より良い社福にしていきたいと思っておりますので、機会があれば、また御意見を聴かせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

○厚生労働省（古都審議官） どうもありがとうございました。

○岡議長 次に、議題2に移ります。

健康・医療ワーキング・グループより、「医療用検査薬から一般用検査薬に転用の仕組みの早期構築」についての検討を踏まえ、当会議として意見を表明したい旨の御提案がありました。御審議いただき、取りまとまれば厚生労働省へ提言したいと思っております。

座長の翁委員から御説明をお願いいたします。

○翁委員 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。「医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見（案）」というものでございます。

本意見（案）につきましては、健康・医療ワーキング・グループにおきまして、厚生労働省や医師会等の関係者へのヒアリングを行い、議論を重ねてまいりました。その結果、4月以降、厚生労働省で転用の仕組みについて検討するということになりまして、見直しの方向や期限について、本会議の意見としていただきたくお諮りしたいと思っております。

一番上に書いてございますが、現在、我が国では3項目の検査薬が平成3年までに認められて以降、新規に20年以上認められていません。その原因は、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みが構築されていないという点にございます。

まず、「1. 転用の仕組み」というところでございますが、今後、個別の製品ごとではございまして、検査項目ごと、ここに書いてございますような尿中の黄体形成ホルモンとか尿潜血とか、そういった検査項目ごとに転用を認めることを求めています。また、既に要望が49検査項目について出されております。これについて集中的に検討を行うこと、新たな検査項目要望についても遅滞なく検討を行うことなどにして指摘しております。

「2. 購入者への情報提供等の在り方」ということでございますが、消費者理解の重要性ということから、パッケージや添付文書への記載事項、定期健康診断への受診推奨、薬剤師の役割などについても指摘してございます。

最後に「3. 検討会議の在り方」ということでございます。ここでは製造者とか多様な販売者の意見を聞くとともに、その検討会議を公開とするべきであるということ、そういった意見を書いてございます。

以上による新たな仕組みが平成26年中に運用開始されるように求めてございます。こういった意見書を出したいと思っておりますので、審議の上、決定をお願いできればと思っております。よろしくをお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 純粋な質問ですけれども、なかなか新たに転用されるものは出てきていない1つの理由、ここには仕組みがないからと書いてあるのですが、検査薬を製造する人たちからたくさんそういう要望があるのに認められていないということなのですか。それとも、要望そのものが余りない、どちらなのでしょう。

○翁委員 要望がたくさんございましたのに、なかなかそういった転用の仕組みが構築されなかったということでございます。厚生労働省のほうでも薬事・食品衛生審議会という

ところで、今までも一般用検査薬検討の問いかけなどをしていたのですけれども、主に医療提供側などから慎重な意見が出て、なかなかそれがうまくいかなかったということです。それが今回仕組みをつくるという方向になったということでございます。

○岡議長 大崎さんの御質問に関連して、我々委員の理解のためにあえて質問します。

なぜ要望があったのにオーケーが出なかったのでしょうか。何が主たる理由だったのでしょうか。

○翁委員 やはり一般検査薬の使用で一般の人たちが判断を間違えてしまうので、それにかえって受診が遅れるのではないかというような指摘とか、そういった検査をすることによって定期健診を本来受けなければいけないのに、自分で検査薬で検査を受けて、これで健康診断を受けなくてもいいやと考えてしまうのではないかと主に医療提供サイドから懸念があったということでございます。

ただ、こういった懸念に応える形でもちろんきちんと健康診断を受けましょうとか、そのような形で、それを両立させていく方向でセルフメディケーション、セルフケアを進めていくということやっぺいこうということ意見（案）の中にも書かせていただいているということでございます。

○岡議長 大崎さん、よろしいですか。

○大崎委員 はい。

○岡議長 他いかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 全くの素人なので教えていただければと思います。医療用検査薬と一般用検査薬というのは、一般用検査薬というのは薬局で手に入る。当然それは保険の対象にならない。医療用検査薬はそういう処方が必要で保険の適用があるという。ここでも保険の収載の別というのが出てくるのでしょうか。

○翁委員 医療用のほうは医療機関で検査を行いますので、そういう違いが出てくるということだと思います。

失礼いたしました。処方がないものも結構あるということで、それについては調剤薬局で買うということになるので、保険の対象になるものとならないものがございます。

○岡議長 保険の対象になるものとならないものが両方あるそうです。

他にいかがでしょうか。

森下さん、何かありますか。

○森下委員 特にありませんけれども、今回、20年以上にわたって新しいものがなかったということで、正直医師会の副会長も来られて私も驚きましたと言っていましたけれども、私も医者で20年以上ないというのは知りませんでした。その意味では、今後遅滞なく新しい検査薬等が薬局等で買えるというのは非常にいいのではないかと思います。特に私が会議の中でも発言したのは、インフルエンザとか、こういうのも鼻汁から今調べることがで

きるのに、わざわざインフルエンザの真っ最中に医療機関に行かなければいけない。これは非常に矛盾していると思うのです。本来であれば、インフルエンザだったら、御自分である程度わかってから行ったほうが、最初から隔離といいますか、うつさないようにできますので、今の制度自体硬直的だったのがこれでよくなるのではないかと思います。

○岡議長 誰が硬直していたのでしょうか。

○森下委員 皆さんお互いに遠慮があったような気がいたします。まだ制度自体がなかったというので、把握していなかったというところが結構問題だと思います。実際の関係者の方は把握していたのでしょうかけれども、それ以外の方の目には全く触れていなかった領域ではないかと思います。

○岡議長 例の医療用医薬品と一般用医薬品では、一般医薬品が1万1,000項目もあるにもかかわらず、こちらのほうが3件でとまっていたというのは、今の森下さんのお話ではいろんな人が絡んでいたようです。

他にいかがでしょうか。御質問、御意見がなければ、健康・医療ワーキング・グループからの御提案を当会議の意見として発出することについて皆さんよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

次に議題3に移ります。「規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築」と省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し」を一括して議論したいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、資料3に沿いまして御説明いたします。

資料3は前回2月28日の本会議でお出しした資料、黒字の部分ですが、そのとき出されました意見をもとに修正した分を赤字で直させていただいております。

主に修正箇所について御説明いたします。そのときの御議論、2月28日の時点ではあらゆる規制について見直しの対象とするとしていたのですが、資料3の2ページ目の一番上ですけれども、あらゆる規制、法律から通知・通達までと書いてあったのですが、括弧を開いて、「その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く」ということで、各委員から、当然見直し対象とするのはふさわしくないような規制まで対象にする必要はないということがございましたので、この記述を追加させていただいております。

それについて見直し対象規制ということで注2をつけさせていただいております。こちらは平成18年の閣議決定で、各所管府省は所管する法律ごとに規制の見直し年度・周期を設定いたしております。それにつきましては、7ページ目以降に係る資料をつけさせていただいておりますけれども、7ページ目が各省庁別の平成18年度以降、各省が所管する法律ごとに規制の根拠となる法律の数。数というのは、先ほど申し上げた必要な見直しをするという意味での数を列記したものでございます。こちらの資料で注意して見てい

ただくのは、これは所管している全ての法律ではなくて、そのとき、いわば見直しを必要とすると各省みずからが判断した法律の数ということが1点。

もう一つは、それぞれの法律ごとに最終更新年月日を書かせていただいておりますけれども、平成18年の取組ですが、省庁によっては19年で終わっていたり、一番新しくても22年で終わっているということで、これが以前申し上げた持続的な取組になっていないということの1つの証左でございます。

なお、その具体的な表につきましては、8ページ目以降に一番数が多い国土交通省の例を取り出して、これは既に国土交通省のホームページに載せているものを抜粋しているものでございますが、法律ごとに法律の名前、最終改正、見直し条項の有無、次回の見直し年度・周期について平成23年度や5年とする感じで並べてあるということでございます。要は、ここにある表に載っている法律については見直しの対象と各省みずからが判断していると考えられますので、これは見直しの対象にするということでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、次の変更点は(1)の③ですけれども、先ほどの観点で全ての規制について見直し間隔を設定するというのを今申し上げた見直し対象となる規制について間隔を設定する。最長は5年ということです。

先ほど御覧いただいたような各省が平成18年決定に基づいて作成した表につきまして、それからかなり時間がたっているということがございますので、この期に一度表自体の見直し、すなわち法律ごとの見直し年度・周期の見直しをお願いしようと思っております。

なお、見直し間隔が5年を超えるものを含めと書いてありますのは、以前、平成21年の決定では、最長10年までありましたので表の中に10年というのがあるかと思うのですけれども、それは5年以内にしてもらおうということでございます。

次、3ページ目でございますけれども、規制シートについても幾つか御意見をいただきました。変更箇所の一つ目は、(3)の①の規制シートの主な記載項目でございますが、最初の○で作成主体を明確にするということで、作成責任者の役職及び氏名の欄を追加しました。一般的には各省の本省の課長クラスが想定されます。

次の下の規制目的、規制内容のところは、最初、このシートをつくっていただく取組を各省でまず始めてもらおうということから、受益、負荷の関係について書き出すと相当の手間がございますので、最初は義務付けしないということでございます。

その一番下の○です。規制と下位規範の関係でございますけれども、規制に関連する通知・通達等については、規制シートに合わせて添付してもらおうことにしているのですが、その規制の根拠となる法令の委任の範囲との関係。どの法令から来ているのか、どういふふうな委任の範囲に入るかということの理由も合わせて規制シートにつけてもらおうと思っております。

4ページ目の一番上でございますが、各省の取組の内容について、1つ追加しております。これは前回の会議で規制シートを作成したら終わりではなくて、その後の改革の取組

を続けるということとの関係で規制シートの更新について修正をしたものでございます。

④規制所管府省は、規制シートの記載内容につきまして、幾つかのきっかけがあって必要に応じ修正し、会議に送付の上、公表ということで、きっかけとしては、③というのは規制改革会議のヒアリング、規制改革会議の意見等の表明。規制改革ホットラインの提案事項、あるいはシートに書かれた見直し時期の見直しなど、いろいろなきっかけに応じて、1回つくったら終わりではなくて、必要な修正をしてもらうということでございます。

最後に（２）でございしますが、当初の案は、段階的に対応をしていくということは同じなのですけれども、5年ぐらいで全部つくろうということも書いてあったのですが、相当膨大になるので優先的に作ってもらう規制シートの分野を次のようにしたらどうかという御提案でございします。

3つございます。

1つ目が、見直し時期が到来する。これは原則5年以内に見直すということなので、これで大きな意味では5年以内に作ることになるということでございます。

2つ目は、規制改革ホットラインの関係でございしますが、提案事項全てというよりは、回答事項について規制改革会議において再検討を必要としたものについては、今後改革につながるということなので、それに絞ってシートを作っていただくということ。

3つ目は、規制改革会議において検討、審議していただいていることに関連する項目については、作っていただくということで、このような優先的につくるものを示し、もちろん各省が独自で作るものを妨げるものではありませんけれどもということで実効的な取組ができるのではないかと考えております。

なお、規制シートのイメージにつきましては、5ページ目、これも御議論がありまして、左肩のところにシートのIDをつけて、あと右のほうに作成者の役職、氏名です。

6ページ目のところは、通知・通達等の委任根拠等の資料について、通知・通達ごとにIDをつけて名称、発信者、委任の根拠の条項、あるいは委任の範囲に入る理由などを書いていただく。こういったシートを作っていただくことによって下位規範の見直しも実効的に進むのではないかと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 ありがとうございます。大分やれそうな感じが出てきたなというのが率直な印象でございます。結局、自主的につくってもらうものではあるのですが、規制改革会議からいわば要請してやってもらうことであるので、やり方については規制改革会議推進室でかなり相談に乗るといえるか、我々が考えている目的に照らしていいアウトプットの作成につながるようなやりとりを是非やっていただきたいなと思います。

多分、一番大事なところは規制シートの規制の名称という、そこに何が来るかということなのではないかという感じが私はしておりまして、これを一番適切な大きさで入れていく。法律1個につき1個ではないのだけれども、かといって、例えば第二種金融商品取引業者の登録規制とか、そういうことでもないのだと思うのです。その間の一番ちょうどいい相場観みたいなものは、恐らく一個一個つくっていく過程で現場とやりとりをして練っていくものなのではないかなという気がするのです、是非そういう実効性のあるものをつくっていくように、これは結局事務局で頑張ってくださいしかない面があるので、是非頑張ってくださいたいなと思います。

○岡議長 今の意見に対して事務局から何か。

○柿原参事官 今の大崎先生の意見は全くそのとおりでございまして、私どももとりあえずこういう項目で始めたいと思いつつも、各省から、ではこういう場合はどうしたらいいのだと多分質問等が来ると思うので、そのたびごとに、作る目的、改革を実質的に進めてもらうという目的に沿って適切なやり方が何かということで各省サポートしていきたいと思っております。

○岡議長 鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 どうもありがとうございます。3ページの規制シートにつきまして作成責任者、役職及び氏名を入れていただくということで、私もコメントをさせていただいたので、これはありがとうございます。

先ほど事務局のほうから、ではどれぐらいのレベルが適当なのかということで、課長レベルということをおっしゃいました。私も責任者ということであればそれぐらいのレベルが適当なのかなと。余り上の人でも中身がわからないし、余り下過ぎてもだめだということ思っておりましたので。

要は、ポイントは、規制改革会議、本会議をやって何か問題があれば来ていただく。ちゃんと委員ときちっと中身の議論ができる人ということが私は一番前提だと思っております。ですから、その問題を担当する管理職といっても、なかなかこの場で我々も経験しているのですけれども、ほとんど議論がすれ違いになってしまったりとかという例もございません。きちっと責任をもって議論できるようなレベルの方ということが一番大きなところだと思いますので、先ほどの少し目安ということはこれで結構だと思っておりますけれども、そこを十分意識をしていただきたいなということがお願いでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

○柿原参事官 承ります。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 規制改革ホットラインに関連してある程度優先事項をとということで、具体的な資料でいうと4ページの(2)①の○の2つ目ぐらいですが、ここで規制所管府省の回答のうち、「規制改革会議において再検討が必要と判断した規制」というのは、今日も御紹介のある各ワーキング・グループでさらに精査、検討を要する提案事項としてチームが本会議のほうに上げたものと理解してよろしいのでしょうか。

○岡議長 どうぞ。

○柿原参事官 そのとおりです。それを念頭に置いております。

○岡議長 他いかがですか。よろしいですか。

これを実際に動かそうということになると、これをやることについて、稲田大臣から各省担当大臣の御理解を得るといふか、御了解を得ることが必要になってくるのかなという気がいたします。もっと言えば、こういったものを各省庁がやることについて閣議決定していただく、そういうことになるという理解で事務局よろしいですか。

○柿原参事官 今御議論いただいているこのテーマについては、会議としての意見を近々にまとめていただいて、前後はしますけれども、各省の理解を得て、今おっしゃったように答申あるいは実施計画に載せるべく調整を進めていきたいと思っております。

○岡議長 よろしく願いいたします。

それでは、本件については以上で終わらせたいと思います。

次に、議題4に移ります。現体制のワーキング・グループが発足後半年が経過しましたので、本日から順次、各ワーキング・グループの検討状況を報告してもらうことにいたします。1回目は創業・IT等ワーキング・グループの検討状況につきまして、座長の安念委員から御説明をお願いいたします。

○安念委員 御説明いたします。創業・IT等ワーキング・グループにおいては、民間企業の競争力強化による持続的な経済成長を達成するため、起業、新規ビジネスの創出拡大や、ITによる経営効率化等に資する合計19の規制改革事項を検討対象といたしました。検討対象が19あって、ワーキングとしましては、9月6日の第8回～3月12日の19回まで、合計12回開催をいたしまして、重点的フォローアップ事項を含め、合計16の検討項目について議論を行いました。資料4に既に検討を行ったもの及びこれから先、検討を行う予定のものがございます。取り上げた検討対象が19で、現在までに16の項目について議論したところでございますが、どうなると16という数え方になるのかというのは私もなかなかお答えしにくいところがありますので、御関心のあるときは事務局に聞いてください。これからやります。

特に攻めの農林水産業実現のための規制改革要望、IT関連の規制改革事項につきましては、ワーキング・グループとして優先的に議論を行いまして、それぞれ農林水産業・地域の活力創造プラン及びIT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランとしてそれぞれの本部で決定されたところでございます。

攻めの農林水産業実現のための規制改革要望については、既に措置に向けて進んでいるものもございまして、例えば中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化などというのは、ことしの1月にも措置が済んでおりますので、いずれも各項目というか、各アイテムにするとても目立たないものなのですが、少しは商売がやりやすくなっているという方向に向かっていくだろうと思います。

それから国民の関心も高いダンスに係る風営法規制の見直し。本当に高いかどうか知りませんが、高いであろうと期待しているところでございます。

競争政策の観点から、重要な流通・取引慣行ガイドラインの見直し等、これをかなり精力的にやっております。流通・取引慣行ガイドラインにつきましては垂直制限という縦の系列側にかかわる規制ですけれども、そういう規制を独禁法上することに意味があるのかということについて、法学者や経済学者からも意見を聞きまして、我々としては理論武装して、良心に曇りのない形で公取と闘いたいと思っております。

その他、国際先端テストの結果もありますし、ホットラインの再検討案件についての議論もしなければなりませんので、順次取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。あるいは御意見でも結構です。

お願いいたします。

○小泉大臣政務官 安念先生のやられている創業・IT等ワーキング・グループと直接関係があるかわからないのですが、今、私のもとではスマート政府実現チームというプロジェクトがありまして、これは諮問会議の場で総務大臣から、政府のIT化を徹底すれば、最大で1兆円ぐらい、これは行政コストを削れるといった発言を踏まえて、だったらやって頂こうではないかといった観点で、今、内閣府のほうで、かつてのようなIT化を進めることで人とかをばさっとカットするというのが目的になると非常に議論が矮小化されるから、そうではなくて、ITを進めていく中での官の在り方とか、行政サービスの在り方という新しい姿を実現するために議論をしていこうではないかと、こういった中で今様々議論をやっていて、国の抱えているシステムは日本全体で約1,500あって、最終的にはこれを半減ぐらいに統合廃止していきます。

今、一番お金がかかっているシステムは何なのかということ調べたところ、安念先生がこの前、大体こういうのは厚労ダメだといった発言がありましたけれども、まさにこの分野もベストスリーが厚労ダメで、1位がハローワークなのです。私もこれを聞いて初めてびっくりしたのですが、今、約470億円。これは私が最初聞いたときに、初期投資の間違えですかということと毎年です。これは470億円でトップワンと言っているのか、ワーストワンと言っているのかわかりませんが、1位で、2位、3位が年金なのです。それぞれで二百数十億。

今、政府のCIOは遠藤さんという方がいて、遠藤さんが今年金をやっていて、その次、私のほうで、だったらハローワークをどうなっているか検討しようということをやっているのです。それにもまたあわせてヒアリングで、例えば広島県のCIOさんとか、今日は京都府の統括官、専門調査官とかお話を聞いている中で、これは具体的に進めていく中で結構大事になっていくのは、文書管理を電子化するという目に見えて変わることをまずやると相当意識が変わる。だけれどもそれをやるだけでも、どれだけ抵抗勢力が多いかといった中で、今、だったらまずは隗より始めよで、国のほうで、国会のほうで、こんなことを言うてはあれですけども、一人一人の議員がそんなに最後まで読んでいない分厚い予算書とか、ああいったことは必ず一人一人に配られるのですけれども、大体ああいうのは配られたところに置かれたまま持ち帰られていないという実態もありますから、せめて電子化してほしい人、紙で欲しい人、そういったことぐらい始めて、多分民間の方がこの議論を聞いたら、国会とか政治はいまだにそんなことをやっているのと驚かれることだと思うのです。よくよく考えてみれば、この規制改革会議も含めて政府の会議はめっちゃくちゃ紙を使いますから、そういった商売をやる人にとっては、官庁はいいお得意さんだと思うのですけれども、身近なところから変えていく具体的なアクションは必要なのではないかなと、そんな思いでこちらも取り組んでいきますので、安念先生のほうからも、是非そういった援護射撃、よろしくお願ひしたいと思います。

○安念委員 大変心強い、また重要な御指摘をいただきました。

私どもは虫食いで、政務官が取り組んでおられるように横断的なものではないのが残念なのですが、例えば資料4を御覧いただきますと、政府が保存する書類ではありませんけれども、政府との関係で保存しなければならない民間の書類の話です。例えば10月31日の第11回会合の2つ目のポツに、国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直しというのがありまして、例えば領収書をスキャナーで取り込んでデジタル化して保存できる範囲を拡大できないかというのをやりました。これが何と今のところは3万円以下でないときスキャナー保存が認められておりません。ということは、大部分を倉庫に紙の形で入れております。これを私どもはどんな議論をしているかということ、もちろん全部スキャナーでいいじゃんと言いたいのですが、3万円ではなくて例えば5万円にしてもらえないとか、物すごくせこいレベルでやっているわけです。

国税に聞くと、なぜスキャナー保存してはだめなのかということ、紙だと直感で不正がわかるとおっしゃるわけです。字の書き方が違うとか、判この押し方がどうか、そういう職人芸があって、やはり不正を見抜くには紙でないのだめなのですよとおっしゃるわけです。というようなことを例えばやっております。

○岡議長 小泉政務官から、国のIT化、ICT化の話の御披露があり、安念座長の創業・IT等ワーキング・グループでも是非連携をしたいというお話でございます。ありがとうございます。

他いかがですか。議題4につきましてはよろしいですか。

私は、このワーキング・グループでフォローアップしていただいている「老朽化マンション建て替え」は大変経済効果もあるし、国民にとっても重要なテーマなので、これがしつかりと、我々が期待している内容にできることを期待していますので、よろしくお願ひします。

○安念委員 更地化の話がありますでしょう。現在は共有物の変更ですから、民法の共有の原則で、全員一致でなければならない。これを5分の4にしようというのが建設省の案で、今、法案化されているのかな。これはとてもいいと思うのです。更地化して、その後はどうしてもいいわけです。今の建て替え法制というのは、現地に取り壊した後もう一回マンションを建てるのが始めて建て替えというのですが、そうでもなくてもいいということになると非常に使い勝手がよくなりそうなものなのですが、問題は、どうやらこの制度を使えるマンションを旧耐震だったか、とにかく1980年か何かまでにたったものに限定して、比較的新しいものはその制度を使えないとどうもなるらしいです。

私は紙できちんと見たわけではないのですが、ところが、そうになると社会的に陳腐化したようなものですね。躯体自体は100年ぐらいいつわけですから、本当に危ないマンションは実はほとんどない。この前の3.11だって、古いマンションは幾らだってあったけれども倒壊したとか大きな損傷を受けたものはほとんどなかったでしょう。だけれども、そうになると、ごく古いものしかカバーできないとなると、非常に使える範囲が狭くなるはずなのです。ここは私もまだ確認しなければなりませんけれども、もしそういうことであるとすると、当会議としては1つ異論を唱えたいところではないかなと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

私どもがもともと求めたものは、たしか旧耐震基準の老朽マンションでしたが、今の安念座長のさらにその上の改革、改善を取り込もうという意気込みは大変うれしく思います。

引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○安念委員 どうもありがとうございます。

○岡議長 それでは、本件はよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次に議題5に移ります。規制改革ホットラインにつきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、規制改革ホットラインにつきまして、まず資料5-1に沿って御説明します。

こちらはホットライン対策チームで、各ワーキング・グループでさらに精査、検討する提案事項ということで御検討いただいたものでございます。各項目はそれぞれあるとおりののですけれども、全部で、◎、各ワーキングで御検討いただいているもの、あるいは関連するものが36、○、それ以外の項目でまずは事務局で精査、検討し、状況を各ワーキングに御報告するものが全部で24ございます。

そこを見ていただいたとおり、雇用ワーキングであれば、労働時間あるいは労働者派遣の関係が◎となっております。

創業・IT等ワーキング・グループ関係については、金融や企業年金の関係、廃棄物の関係、ダンスの規制あるいは流通・取引慣行ガイドラインなどが選ばれております。

農業ワーキング・グループ関係につきましては、農業生産法人あるいは農協の関係の提案がございます。

貿易・投資等については、国際規格の関係、あと貿易保険の関係です。

以上でございます。

続きまして、横紙の資料5-2を御覧ください。こちらは現在のホットラインの処理状況ですが、3月5日まで現在で2,258件トータルで受けつけております。新たな検討要請については、前回以降、全部で8件となっております。トータルで1,286件現在要請しております。

なお、回答状況につきましては、注3にありますとおり、1,005件となっております。ホットラインについては以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かありましたらお願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。引き続き多数の案件がございます。よろしく願います。

2点だけ補足させていただきますと、今回の中で各ワーキング・グループに上げないのですが、ある象徴的な案件があります。例えば資料5-1の12ページの番号でいうと5番、確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続の緩和。これは今議論になった老朽マンションの建て替えと同じような話でございます。ある商品が非常に危ないということで、それを除外しようとしても全員の同意が必要だと。つまり、1万人の加入者がいて、1人がそれでもいいではないかといったら、その問題が解決されない。非常に理不尽なことが今法律で決まっているということで、これを何とかしてもらいたいということで、一応検討を予定しているということなのですが、そもそもこれは普通あり得ない話なので結局今の実態がどういう実態だったのかというところが問題になるようなルールだと思います。ですから、これは検討して当たり前のことだろうということです。

あと同じようなものが23ページ、これは細かくなりますけれども、保安関係で認定完成検査実施者がもし病等々で倒れた場合に、職務の代行は誰々という規定がないということにして、本当に病気になったらどうするのかというところがそもそも手当てされていない。病気に限らないわけですが、旅行とかそういうときでもどうしたらいいかわからない。違反状態になるとこういうことなのか、どんな実態でそれが意味では処理されているのかよくわからない。ですから、当然これも検討して当たり前のことだと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

何か御質問ございますか。よろしいですか。

続きまして、最後の第6議題に移ります。公開ディスカッションにつきまして、まず事務局から説明をお願いします。

○中原参事官 お手元の資料、「公開ディスカッションについて」という資料をお開きいただければと存じます。

前回、御議論がありましたけれども、その後、調整をいたしまして、テーマとしては、本日御議論いただきました社会福祉法人についての議題の他に労働時間法制について議題として取り上げさせていただいております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

前回、こういう形で進めることを決定の上、テーマにつきましては私と大田さんに御一任いただき、また長谷川さんとも御相談するというところで進めさせていただきました結果、この2項目にさせていただきました。

第1の項目は、今日の議題1でいろんな御指摘が皆さんからも出ましたし、また2つ目の項目については、経済界も労働界もともに関心の高いテーマであることがよくわかってきたテーマでもございますので、是非これでやっていきたいと思っております。

御都合のつく委員の皆様には是非御参加いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日予定の議題が全て終了いたしました。

事務局、何かございますか。

○柿原参事官 次回の会議につきましては、3月27日の開催を予定しております。詳細は追って御連絡いたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。